

# 税制改正のお知らせ

## 住民税（村民税・県民税）の年少扶養控除が廃止されます。

子ども手当が創設されたことに伴い、平成 24 年度の個人住民税から、16 歳未満の年少扶養控除が廃止されます。

これに伴い、控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上の扶養親族とされます。

## 住民税の 16～18 歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分が廃止されます。

高校の授業料無償化に伴い、平成 24 年度の個人住民税から、16～18 歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分（12 万円）が廃止され、扶養控除の額が 33 万円とされます。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族とされます。年齢が 19～23 歳未満の方の扶養控除額は以前と変わらず 45 万円のままです。

## 住民税同居の特別障害者に対する障害者控除の見直しがされました。

扶養控除の見直しに伴い、居住者の扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除または配偶者控除の額に 23 万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額（30 万円）に 23 万円を加算する措置に改められました。

これにより、平成 24 年度の個人住民税から、同居特別障害者の場合の障害者控除の額は 53 万円になります。

## 住民税の平成 24 年度の配偶者控除・扶養控除・障害者控除の額

控除区分	被扶養者の年齢	控除額
配偶者控除	70 歳未満（一般配偶者）	33 万円
	70 歳以上（老人配偶者）	38 万円
扶養控除	0～16 歳未満	廃止
	16 歳以上 19 歳未満（一般扶養）	33 万円
	19 歳以上 23 歳未満（特定扶養）	45 万円
	23 歳以上 70 歳未満（一般扶養）	33 万円
	70 歳以上（老人扶養）	38 万円
障害者控除	一般の障害者控除	26 万円
	同居特別障害者以外の特別障害者	30 万円
	同居特別障害者（創設）	53 万円